

平塚市建設キャリアアップシステム活用に関する実施要領

1 目的

公共工事の品質を確保するためには、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠であることから、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)の活用を促進し、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保・育成に配慮することが求められている。

本要領は、平塚市が発注する工事を対象に CCUS を活用する場合の必要な事項を定めるものである。

2 用語の定義

本要領において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「**技能者**」とは、元請事業者及び下請事業者の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。
- (2) 「**CCUS 登録事業者**」とは、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報及び雇用する技能者に関する情報、かつ、建設現場に係る情報を登録して CCUS を活用する者をいう。
- (3) 「**管理者 ID 登録**」とは、CCUS を活用する工事の元請事業者に所属する現場管理者が CCUS にログインするための ID であって、元請事業者が登録するものをいう。
- (4) 「**カードリーダー**」とは、CCUS に対応した IC カードリーダー(就業履歴が蓄積できる方法としてキャリアリンク(*1)を利用した方法(電話やアプリケーションを利用して就業履歴を蓄積できる方法)を含む)をいう。

*1 国土交通省が認定したシステム

3 CCUS 活用の対象工事

平塚市契約検査課が発注する令和6年4月1日以降に公告する工事で、本実施要領に基づき受注者が希望した工事を対象とする。

4 実施の方法

受注者は、CCUS を活用するにあたり、以下のとおり実施するものとする。

- (1) 受注者は、CCUS を活用する場合、施工計画書(当初)に CCUS 活用内容(事業者登録、技能者登録、管理者 ID、カードリーダー設置等)を記載するとともに、CCUS 登録事業者であることが確認できる書類を添付し、監督員へ提出するものとする。
- (2) 受注者の責によらない不測の事態が生じ、CCUS 活用の遂行が困難になった場合は、受発注者間の協議により CCUS 活用の対象外とすることができる。その際には、変更施工計画書を作成し、監督員へ提出するものとする。

5 実績の確認

受注者は、次の書類を打合せ簿に添付して監督員へ提出し、CCUSの活用状況について、確認を受けなければならない。また、確認を受けた書類は工事完成図書に含めて、発注者へ提出するものとする。

なお、施工計画書にCCUS活用内容の記載がない場合は、実績の確認は行わない。

	確認事項	提出する書類
1	管理者ID（現場管理者ID）登録	現場管理者ID登録完了メールの写し
2	カードリーダー設置	現場の設置状況写真
3	技能者の就業履歴	就業履歴一覧（月別カレンダー）

6 工事成績評定への反映

- (1) 監督員は、上記5に掲げるすべての書類が確認できた場合は、工事成績評定で加点（0.4点）する。
- (2) 監督員は、工事成績評定が0.4点加点となるよう、考査項目「創意工夫」において加点を行う。この加点は、創意工夫における加点の上限2.8点のうちに含むものとする。
- (3) 上記4（2）によりCCUS活用の対象外となった場合又は上記5の書類が確認できなかった場合であっても、工事成績評定点で減点する措置は講じないものとする。

7 CCUS活用に係る費用

CCUS活用に係る費用（登録費用、機器設置費用、現場利用料等）については、受注者が負担するものとする。

8 その他

この要領に定めのない事項については、受発注者の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。